

## 秋田地方最低賃金審議会

### 令和5年度第2回 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金 専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年10月11日(水) 10:30~11:18

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名

労働者側委員 2名

使用者側委員 3名

#### 4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

#### 5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

##### <労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

特定最賃は、関係労使のイニシアティブにより設定するという最低賃金法の趣旨からも、自動車産業における個別労使の交渉結果として締結された「企業内最低賃金協定」はより尊重されるべきである。一方、未組織労働者を含め、自動車産業で働く労働者全体に適用される特定最低賃金の水準は依然として低く、企業内最低賃金協定締結水準を尊重した引上げは必要不可欠である。自動車産業の永続的な発展に向けて産業の魅力向上や人材確保など継続的な取り組みが必要であり、特定最低賃金の優位性を現状以上に確保するという考えから、引き上げ額41円、時間額938円を提示する。

##### <使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

2023年上期の県内新車販売台数は、半導体不足の緩和によりメーカー生産も改善するなど年明けから各銘柄の納車が順調に進み全国平均を上回った。一方で受注状況は鈍化傾向にあり、先行きに関しては不透明感がある。原材料の高騰、諸物価の相次ぐ値上がりなどが消費マインドのマイナス要因になると懸念している。秋田県最賃も結審したが、業績が厳しい事業者へ配慮を求めた使用者側の意見が全く反映されていない。生産性向上を上回るペースで最賃が上がれば雇用減など地域経済へ悪影響を及ぼしかねない。一方で、深刻な人手不足や消費者物価の上昇による生活棄損への対応が労使の共通認識となり大幅な引き上げとなったことも勘案し、引き上げ額41円、時間額938円を提示する。

- (3) 基本的な考え方に基づく金額提示において、労働者側と使用者側の合意が見られ、秋田

県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について、41円引き上げて時間額を938円とすることで全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (4) 事務局から後日答申内容の記者発表を行い、他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明がなされた。